

日本における爬虫類ペット市場の現状

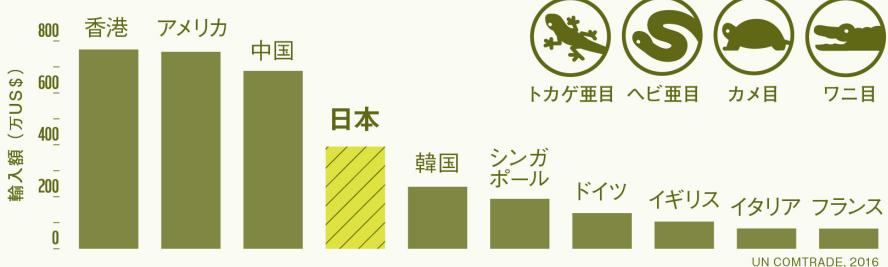


調査の背景

輸入額第4位

日本では多種多様な動物がペットとして取引されている。爬虫類の飼育も一般化し、世界各国から19万頭以上(2016年)の生きた爬虫類を輸入している。

生きた爬虫類の国別輸入額TOP10



爬虫類



調査

国内爬虫類ペット市場

東京・神奈川・大阪 2017年2月

16店舗

1展示即売会

調査方法

第一種動物取扱業者^{*1} 数上位3位(2015年)の都府県である、東京都、神奈川県および大阪府のペットショップ16店舗と展示即売会1カ所で販売されている爬虫類を記録した。

606種
5491頭

確認された種数・頭数

606種のうち

18%
絶滅危機種
レッドリスト掲載種
6%

絶滅危機種^{*2}

606種のうち

39%
CITES掲載種

ワシントン条約^{*3}
附属書掲載種

原産地域

販売の確認された爬虫類の生息地域

種類ごとの販売頭数

絶滅危機種^{*2}ワシントン条約^{*3}
附属書掲載種生息国で保護されている種^{*4}
の販売も確認された

- レイテヤマガメ (フィリピン)
- ミミナシオオトカゲ (マレーシア等)
- インドホシガメ (インド、スリランカ等)
- ペレンティーオオトカゲ (オーストラリア)
- ワーハーカトカゲオイグアナ (メキシコ)
- オオヨロイトカゲ (南アフリカ共和国)

何が問題?

絶滅危機種や
ワシントン条約附属書掲載種が
無規制に販売されている

生息国での違法捕獲や
密輸出が疑われる種が
公然と取引されている

^{*1} 第一種動物取扱業者

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定により、動物の販売、保管等を営利目的で行う者として登録をしている事業者

^{*2} 絶滅危機種

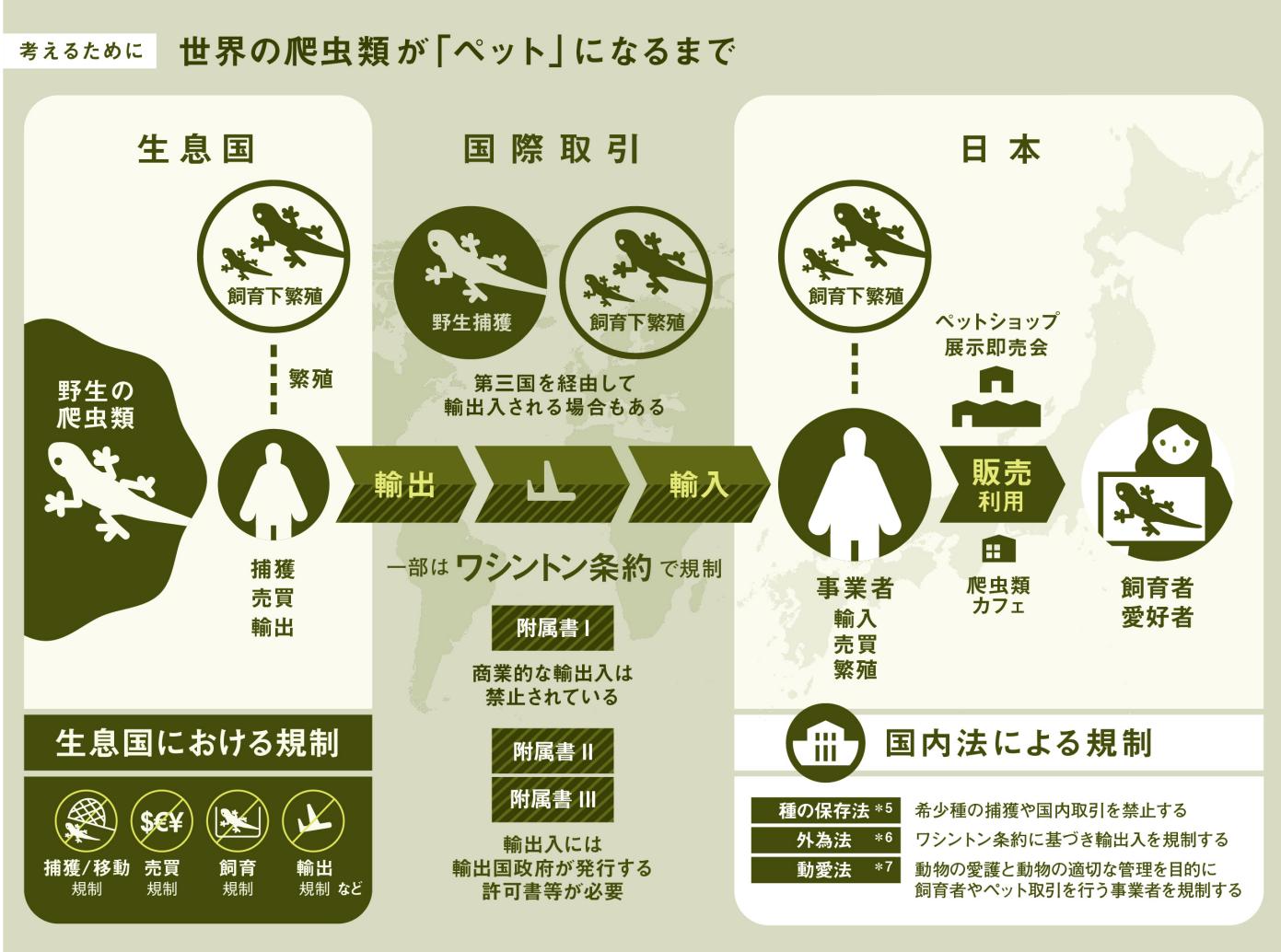
IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストで絶滅のおそれ高い3つのランクに掲載された種の総称

^{*3} ワシントン条約 (CITES)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の通称。国際的に行なわれる輸出入を規制し、野生生物を保護することを目的としたもの。附属書に掲載されている種・個体群が規制対象となる。

^{*4} 生息国で保護されている種

日本の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が国内希少種の捕獲や取引を禁止しているように、各国に自国の野生生物を保護するための法規がある。それらの対象となっている種を指す。



*5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

*6 外国為替及び外国貿易法

*7 動物の愛護及び管理に関する法律

解決へ向けて



● 詳しくは報告書「日本における爬虫類ペット市場の現状」をご参照ください

URL <http://www.pronaturajapan.com/archive/pnresults/pnf27list>